

令和7年度 職員処遇改善計画について

平成29年4月に介護報酬が一部改正され、介護職員を対象とした介護職員処遇改善加算が一定の条件を満たした場合、それ以前よりも拡充した内容で実施されています。

与謝郡福祉会では、平成30年4月から拡充された加算を申請し受領しておりますが、令和7年度におきましても同様に、拡充された加算を取得することで職員の処遇改善に務めます。

なお、処遇改善の対象者は、加算の要件となっております介護職員とし、賃金改善につきましては下記のとおり予定します。

記

- 賃金改善実施期間 令和7年4月から令和8年3月

- 改善予定の内容
 - ①昇給・ベースアップ等の原資とする
 - ②昇給に伴う社会保険料の増額分に充当する
 - ③業務手当の原資とする（平成28年度より継続）
 - ④夜勤手当を1回3,000円の増額の原資とする（平成27年度より継続）
 - ⑤早出手当の原資とする（平成27年度より継続）
 - ⑥遅出手当の原資とする（平成27年度より継続）
 - ⑦管理職手当の原資とする（平成28年度より継続）
 - ⑧役職手当の原資とする（平成28年度より継続）
 - ⑨住居手当の原資とする（平成21年度より継続）
 - ⑩上記①～⑨の不足分は一時金として3月（4月支給分）に支給する

以上の内容で賃金改善を予定しますが、不明な点がございましたら所属の施設長までお問い合わせください。

令和7年4月21日

社会福祉法人与謝郡福祉会

理事長 四宮 功雄